

第4次函館市地域福祉計画策定における記載内容の修正点について

第4回計画策定委員会の意見		対応の状況	関連P
1	グラフ等の資料について、単位の記載位置や区分ごとのグラフの色づかいなどを揃えることで、見やすさにつながるのではないか。	単位の記載位置の修正、および区分ごとに統一したグラフに修正しました。	7～15, 49
2	町会等と連携を図りながらお寺を活用することで、地域のつながりを築けると考えられるため、お寺の活用についての記載が必要ではないか。	基本施策1-1の「施策の方向性」で、お寺の活用についての記載を追加しました。	31
3	新たな地域福祉活動を始めることは重要だが、町会などで行われている既存のサークル活動などの周知を図ることも大切ではないか。	基本施策1-1「施策の方向性」で、町会活動を取材し、各種活動を紹介する項目を追加します。	32
4	地域の中での町会として役割や未加入者の加入促進施策を盛り込むことが必要ではないか。	基本施策1-1「施策の方向性」で、町会活動のあり方を記載済みです。	32
5	民生委員の人数の表は、主任児童委員の数も表記したほうがわかりやすいのではないか。	基本施策1-2中、表の修正を行い、()内に主任児童委員数を記載しました。	33
6	若い人を地域福祉活動に引きつけるためには、企業との連携も必要と考えているが、連携のための記載が必要ではないか。	基本施策1-2「施策の方向性」で企業との協働のあり方を記載済みです。	34
7	生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの役割分担について、わかりやすく説明する記載が必要ではないか。	基本施策1-2「施策の方向性」で、生活支援コーディネーターおよび地域福祉コーディネーターの比較説明を新たに記載しました。	34
8	地域福祉コーディネーターがどのような活動をしているのか具体的な活動内容の記載が必要でないか。	基本施策1-2「施策の方向性」で、地域福祉コーディネーターの活動を取材し、具体的な活動内容を記載します。	35
9	現在、高齢者の総合相談窓口として設置している地域包括支援センターの今後の役割等についてさらに幅を広げるのは現状では難しいのではないか。	基本施策1-3「施策の方向性」で、地域包括支援センターのあり方について、「センターの周知や地域住民等との連携に努める」と記載を修正しました。	38
10	虐待に関する相談窓口として、函館市性暴力対策協議会の相談窓口もあるため記載が必要ではないか。	基本施策2-2現状と課題に「函館市性暴力対策協議会」を追加記載しました。	41
11	基本施策2-3の施策名「適切なサービス提供」は、広い意味のサービスと捉えられるため、記載内容に沿った「適切な福祉サービスの提供」に修正が必要ではないか。	基本施策名を「適切な福祉サービスの提供」に修正しました。	45
12	基本施策2-4に記載のある子どもの居場所づくりについてどのような形態を想定されるのか。	基本施策1-1「施策の方向性」既存施設の活用で、日吉コミュニティエリア内の多世代交流センターの活用を追加記載するとともに、基本施策2-4「施策の方向性」で、子どもの学習支援事業についての記載を修正しました。	32, 48
13	障がい者の差別解消の観点から、障がい者マーク等を記載し周知を図ることが必要ではないか。	基本施策には記載せず、後段の資料編で障がい、高齢等に関するマークやその意味の一例を掲載しました。	63, 64